

2020年12月10日

株主各位

東京都中央区日本橋1丁目3番13号
ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社
代表取締役会長CEO 石田 克史

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2020年10月14日開催の取締役会において、2021年1月1日（金曜日）をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2020年12月31日（木曜日）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2020年12月30日（水曜日））と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法184条第2項の規定に基づき、2021年1月1日（金曜日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の112,000,000株から224,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2021年2月中旬以降にお届出のご住所にお送りする予定でございます。
2. 2021年1月1日（金曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。